

高松市L o G o フォーム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、高松市（以下「本市」という。）の申請及び届出等の手続き（以下「申請等手続き」という。）について、個人又は法人等（以下「利用者」という。）が、高松市L o G o フォーム（以下「本サービス」という。）を利用して行うために必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本サービスを利用し、申請等手続きを行う利用者は、この規約及び株式会社トラストバンクの「L o G o フォームシステム利用規約（一般ユーザー）」(以下「トラストバンク規約」という。)に同意いただくことが必要です。本サービスをご利用になる前に、必ずこの規約及びトラストバンク規約を十分にお読みください。なお、本サービスを利用した場合は、この規約及びトラストバンク規約に同意したものとみなします。また、この規約及びトラストバンク規約に同意いただけない場合、本サービスの利用はできません。

(利用者の責任)

第3条 利用者は、本サービスの利用に当たっては、以下の責任を負うものとします。

- (1) 利用者は、自己の判断と責任に基づき本サービスを利用するものとします。利用者は、本サービスが障害その他の理由により利用できなくなった場合には、他の方法による手続きを行うこととし、このことを承知した上で本サービスを利用するものとします。
- (2) 利用者は、本サービスを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）及び通信回線を自己の負担において準備するものとします。また、機器の整備、通信回線の利用及びそれらに必要な手続きは、利用者が自己の責任と費用において行うものとします。
- (3) 利用者は、本サービスの利用に当たり、自己の使用に係る機器について、マルウェア感染防止等必要なセキュリティ対策に努めるものとします。なお、送信したファイルがマルウェアに感染していた場合は、本サービスで手続き自体を受け付けられないことがあります。

(個人情報取扱)

第4条 本市は、本サービスにより利用者から取得した個人情報については、本来の目的以外に利用又は提供せず、個人情報保護法、高松市個人情報の保護に関する法律施行条例並びにその他の関係法令等に基づいた保護及び適正管理を行います。

(禁止事項)

第5条 本サービスの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。なお、利用者がその責めに帰すべき理由により、第三者又は本市に対し損害を与えた場合、その責めを問われる場合があります。

(1) 本サービスに対して、自己を偽り、又は他人を装って不正にアクセスする行為

(2) 本サービスの管理及び運営を故意に妨害又は破壊する行為

(3) 本市又は第三者に対し、不利益若しくは損害を与える行為又はそれらを与える恐れのある行為

(4) その他法令若しくは公序良俗に違反する行為又はその恐れのある行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切であると判断した行為

(違反行為に対する防御措置)

第6条 前条に定める禁止事項のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合、本市は利用者へ事前の通知を行うことなく、利用者から収集した情報の抹消及び利用者の本サービスの利用停止等の必要な措置を講ずることができるものとします。

(免責事項)

第7条 本市は、利用者が本サービスを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、一切の責任を負いません。

2 本市は、その裁量において、本サービスの改修、運用停止又は中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、これにより生じたいかなる損害に対して、一切の責任を負いません。

3 本市は、利用者が使用するパソコン等の障害、不具合、通信回線上の障害、その他本市の責めに帰さない理由による本サービスの障害等により発生した

利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第8条 本市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとし、変更を行った場合は、遅滞なく本市の公式ホームページに掲載するものとします。また、この規約の変更後に、利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなされます。

(著作権)

第9条 本サービスに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。また、本サービスに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん又は販売等の行為を禁じます。

(準拠法及び裁判管轄)

第10条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとし、本サービスの利用に関連して本市と利用者間に生ずるすべての訴訟については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、令和6年2月1日から施行します。